

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とします。事業所の訪問介護員等は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般の援助を行います

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の名称と提供できるサービスの地域

事業者名 ホームヘルプステーションヒロセ
指定番号 3870200171
所在地 〒799-1502 愛媛県今治市喜田村6丁目4番20号
管理者の氏名 越智 睦恵
電話番号 (0898) 47-5552
FAX番号 (0898) 47-1222
サービスを提供する地域 今治市(旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧大西町)

(2) 事業所の従業者体制

	業務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者 (サービス提供責任者と兼務)	従業者及び業務の一元的な管理	1名		1名
サービス提供責任者	指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等	0名	3名	3名
訪問介護員	日常生活を営むためのサービス提供	0名	19名	19名
事務員	庶務、経理、利用料等の受領 その他事務業務全般		1名	1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

(4) 第三者評価の実施状況 未実施

3. サービスの内容

- (1) 「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定める者を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) 事業者は、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

＜身体介護＞	＜生活援助＞
①起床介助	①調理
②就寝介助	②洗濯
③排泄介助	③住居の掃除・整頓整理
④衣服の着脱	④買い物
⑤整容介助	⑤薬の受取り
⑥身体的清拭・洗髪	⑥衣服の入れ替え等
⑦入浴介助	⑦その他（ ）
⑧食事介助	
⑨体位変換	
⑩服薬介助	
⑪通院等介助	
⑫その他（ ）	

4. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問介護記録書」等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、居宅サービス計画の内容に沿った「訪問介護計画書」を作成し、その内容に沿ってサービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問介護記録書」等の記録を作成（完成）して、利用者へ説明のうえ交付（するとともに、居宅介護支援事業者へ提出）します。
- (3) 事業者は、前記の「訪問介護記録書」その他の記録を契約終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

5. 利用料金

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、各利用者の負担割合に、応じた額とします。また、介護保険改定された場合はこれら利用料金も改定されることがあります。なお、その場合は事前に新しい利用料金表を書面でお知らせします。

当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を取得しており、下記基本料金の10%を加算した金額です。

実際の利用料金は**太枠**内金額の1~3割です。各々の利用料金は負担割合によって決定します。

(負担割合証でご確認ください。)

	基本料金	特定事業所加算（Ⅱ） 算定料金
生活援助2（45分未満）	1,790円	1,970円
生活援助3（45分以上）	2,200円	2,420円
身体介護01（20分未満）	1,630円	1,790円
身体介護1（20分以上30分未満）	2,440円	2,680円
身体介護2（30分以上1時間未満）	3,870円	4,260円

身体介護3（1時間以上1時間半未満）	5,670円	6,240円
--------------------	--------	--------

	基本料金	特定事業所加算（Ⅱ） 算定料金
身1生1（身体介護30分未満に引き続き生活援助20分以上を行う場合）	3,090円	3,400円
身1生2（身体介護30分未満に引き続き生活援助45分以上を行う場合）	3,740円	4,110円
身2生1（身体介護1時間未満に引き続き生活援助20分以上を行う場合）	4,520円	4,970円

その他の加算・減算

初 回 加 算	2,000円
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)1,000円/月 (Ⅱ)2,000円/月
介護職員等处遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の合計単位数に対して24.5%加算
同一建物に対する減算	減算あり
口腔連携強化加算	500円/回

※生活機能向上連携加算は、訪問リハビリ又は通所リハビリとの連携で必要とされる方のみ。

※同一建物に対する減算は、対象者のみ。

※同時に2人の訪問介護職員等が1人の利用者に訪問介護を行った時は、所定料金の2倍になります。

※夜間又は早朝は所定料金の25%加算、深夜は所定料金の50%加算となります。

- (2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）
- (3) 利用者負担金は原則として、翌月末日までにまとめてお支払いいただきますので、よろしくお願い致します。なお、利用者負担金の受領に関わる領収証等については、利用者負担金の支払いを受けた後、すみやかにお渡しします。

6. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：0898-47-5552 ホームヘルプステーションヒロセ
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。
- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	

サービス利用日の当日	利用者負担額の50%	
------------	------------	--

7. 当事業者からの解除

当事業者は、利用者及び扶養者に対し次に掲げる場合には、本契約に基づくサービスを解除、終了することができます。

- (1) 利用者の病状、心身の状況が著しく悪化し、サービス提供を越えると判断した場合。
- (2) 利用者及び扶養者が利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合。
- (3) 利用者が当事業者の職員に対して利用継続が困難となる背信行為、又は反社会的行為を行った場合。
- (4) 天災、災害、その他やむを得ない理由により当事業者のサービスができない場合。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	(続柄：)
	電話番号	

※当事業所においては携帯電話等により利用者からの緊急時依頼を想定し、24時間連絡が可能な体制を整備しております。(0898-47-5552 もしくは0898-47-0002)

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故は発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者の責に帰すべき事由によって当事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当事業者に対してその損害を賠償するものとします。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、当事業所では下記の窓口で対応します。

相談担当者： 管理者 越智 睦恵

ご利用時間： 月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時30分

電話番号： 0898-47-5552

(2) 次の公的機関においてもサービスに関する相談や苦情を申し立てることができます。

今治市 健康福祉部 介護保険課	所在地	今治市別宮町1丁目4番地の1
	電話番号	0898-36-1526
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
愛媛県 国民健康保険団体連合会	所在地	松山市高岡町101-1
	電話番号	089-968-8800
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで

※ 但し、土日、祝祭日、12/29～1/3を除く

12. 高齢者虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事務所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

15. ハラスメント対策

業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動または優越的な関係を背景とした言動により、職員の環境が害されることを防止します。その内容は、利用者及び家族が事業者の職員に対して行う。暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16. その他

(1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、前記の管理者（サービス提供責任者）までご相談ください。

(2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

① ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください（家事援助として行う買い物等に伴う小額の金銭の取扱いは可能です）。

② ヘルパーは、介護保険制度上、利用者（要介護者）の介護や家事の準備等を行うこととされて

います。家族の方の家事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。

③ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

17. 重要事項説明書に定めのない事項

この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と事業者が誠意をもって協議して定めるものとします。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	今治市喜田村6丁目4番20号
	事業者名	ホームヘルパーステーションヒロセ
	説明者氏名	印

私は指定訪問介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受け同意した上で、下記のとおり契約を締結します。

利用者

〔住所〕

〔氏名〕

印

代理人

〔住所〕

〔氏名〕

印

事業者

〔事業者名〕 ホームヘルプステーションヒロセ
〔愛媛県指定番号〕 3870200171
〔所在地〕 愛媛県今治市喜田村6丁目4-20
〔代表者名〕 理事長 廣瀬 正典

印

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとしてします。

契約締結日 令和 年 月 日